

令和2年4月24日

県内宿泊施設事業者 様

鹿児島県PR・観光戦略部長

新型コロナウイルス感染症への対応の徹底について（依頼）

日頃から、鹿児島県の観光行政の推進に御理解・御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、現在も全国的に感染の拡大が続いており、去る4月16日に、本県を含む全国を対象に緊急事態宣言が出されたところです。これを受けて、本県では、県民の皆様への「自分を守る、家族を守る、ふるさと鹿児島を守るため、一人一人の自覚のある行動で、感染拡大を阻止」する対応とあわせて、県外の皆様への「帰省・出張や旅行などによる来県の自粛」を強くお願いしているところです。

また、宿泊施設の皆様に対しては、2月5日付け厚生労働省通知（旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について）も出されているところです。

つきましては、ゴールデンウィーク期間を迎えるに当たり、宿泊施設の皆様におかれましては、当該内容を踏まえ、各施設における積極的な感染防止に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、期間中の県外からの宿泊予定の方々へ予約の延期を依頼する等の対応※1をしてくださるよう要請いたします。この要請に御協力いただいた事業者の方々には、別紙のとおり、協力金を支給することとしております※2。

ゴールデンウィークが感染拡大を防止するための一つの重要な時期と言われております。県といたしましては、県民一丸となって、新型コロナウイルス感染症に対応し、乗り切っていくこととしておりますので、事業者の皆様への御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

※1：新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのお願いであるため、各宿泊施設における旅館業法第5条の遵守を妨げるものではありません。

※2：申請手続き等詳細については、予算成立後、ホームページ等でお知らせします（5月上旬予定）。

<参考>

○鹿児島県ホームページ（全国への緊急事態宣言を受けた鹿児島県の対応）

https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/kenko-fukushi/kenko-iryo/kansen/kansensho/documents/76148_20200420153504-1.pdf

○厚生労働省ホームページ（旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000594151.pdf>

○鹿児島県ホームページ

（新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る県外からの宿泊予約者へのキャンセル又は変更依頼への協力要請）

<https://www.pref.kagoshima.jp/af08/02covid19.html>

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る 県外からの宿泊予約者へのキャンセル又は変更依頼への協力要請

1 趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、ゴールデンウィーク（GW）中は、県外からの人の流入を極力抑え、県をまたぐ移動を徹底的に避けることが極めて重要である。

このため、県では宿泊事業者に対してGW期間中の県外からの宿泊予約者の予約のキャンセル又は予約の先延ばしなど宿泊日変更の調整について協力要請を行い、これに協力する宿泊事業者に対して協力金を交付する。

2 対象事業者

4月29日（祝・水）から5月6日（祝・水）までの間の県外からの宿泊予約者に対して、宿泊予約の延期やキャンセルを行ってもらった旅館・ホテル等の宿泊事業者

3 対象要件

（1）4月29日（祝・水）から5月6日（祝・水）までの間に宿泊予定の県外からの利用客へ予約の先延ばしなど宿泊日変更の調整を行うこと
（営業休止や営業規模の縮小などの理由でキャンセルを行う場合も含む。）

（2）4月28日以前に開業しており、営業の実態があること

問合せ先：099-286-2997

（9時～18時（平日））

※ただし、4/25（土）4/26（日）は9時～18時

4 支給額

期間中の予約の先延ばしまたはキャンセル件数に1人泊当たり宿泊料金（5,000円を上限）を乗じた額（ただし、1施設当たり10万円上限とする。）

対象期間全期間を通じて自主休業した（している）施設についても同様とする。